

和歌山県の区域	一七三円	一五六円	一三八円	一二二円	一〇四円	八七円
鳥取県の区域	一八四円	一六六円	一四七円	一二九円	一一〇円	九二円
島根県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
岡山県の区域	一七四円	一五七円	一三九円	一二二円	一〇四円	八七円
広島県の区域	一七八円	一六〇円	一四二円	一二五円	一〇七円	八九円
山口県の区域	一七八円	一六〇円	一四二円	一二五円	一〇七円	八九円
徳島県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九二円
香川県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九二円
愛媛県の区域	一八三円	一六五円	一四六円	一二八円	一一〇円	九二円
高知県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
福岡県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円
佐賀県の区域	一八五円	一六七円	一四八円	一三〇円	一一二円	九三円
長崎県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
熊本県の区域	一八五円	一六七円	一四八円	一三〇円	一一二円	九三円
大分県の区域	一八七円	一六八円	一五〇円	一三一円	一一二円	九四円
宮崎県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
鹿児島県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
沖縄県の区域	一八八円	一六九円	一五〇円	一二二円	一一三円	九四円

二 平成二十八年産の陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

一六一円 一四五円 一二九円 一一三円 九七円 八一円

○経済産業省告示第三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年三月一日

経済産業大臣 林 幹雄

事由名		地域	指定の期間
平成二十七年大涌谷周辺における火山活動	箱根町 小田原市 真鶴町 湯河原町	神奈川県	平成二十七年七月二十二日から平成二十八年五月三十一日まで

○経済産業省告示第三十五号

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号）第二十六条第三号口の経済産業大臣が告示する額を次のように定め、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

平成二十八年三月一日

経済産業大臣 林 幹雄

一キロワット時当たり八・八〇円

○経済産業省告示第三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

経済産業大臣 林 幹雄

計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三六一四〇二	平成十七年七月一日	平成二十七年十二月二十四日	最大需要電力計等	東光東芝メータースシステムズ株式会社	東光東芝メータースシステムズ株式会社計器第一部（浮島事業所） 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

○特許庁告示第三号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月一日

特許庁長官 伊藤 仁

「16.1(a)」を「16.1(a)に改め、本邦通貨の金額」の下に「は、次の各号に掲げる国際調査機関に就いて当該各号に定める金額とする。」を加え、「二十五万二千六百円」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十五万二千六百円
二 シンガポール知的所有権庁 十八万六千三百円

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第十一条の三の規定に基づき、平成二十六年六月三十日特許庁告示第五号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関等及び国際出願の種類を特定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月一日

特許庁長官 伊藤 仁

- 第一号中「ヨーロッパ特許庁」を削り、同号にイ及びロとして次のように加える。
イ 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁
ロ シンガポール知的所有権庁

附 則

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。